

働き方にか・か・ある 法律が変わります！

「働き方改革関連法」が2019年4月から施行されます。時間外・休日労働に上限を設ける一方、労働時間の規制を適用しない「高度プロフェッショナル制度」を創設。年次有給休暇には5日の付与義務がつきます。また、正規と非正規との間の待遇格差に関するルールも変わります。

残業に法律による上限がつく

法定労働時間（週40時間・1日8時間）を超える残業について、新法は、事業場の労使が合意しても超えてはならない絶対上限を設けました。

- ・法定労働時間を超える残業は月45時間、年360時間に「限る」
- ・月45時間を超える残業には36協定「特別条項」が必要
- ・特別条項は年6回まで。残業は休日労働含め単月100時間未満まで。2,3…6ヶ月の各月間の平均は80時間まで。時間外労働（休日労働除く）は年720時間まで。

※違反した使用者には6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金



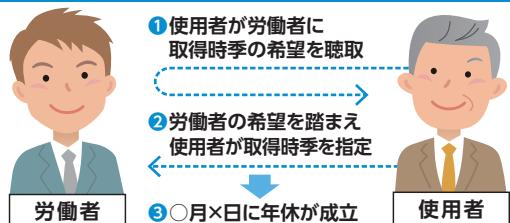
※罰則があります。左記参照。



年次有給休暇の付与義務

年10日以上の年休を付与された労働者に、年最低5日間の年休を取得させる義務が使用者に課せられます（未取得には罰則）。あわせて政府は「年休の計画付与」を推奨しています。労働者本人の希望をふまえた時季指定が原則です。一斉付与で不本意な時季を指定されたり、夏季休暇を年休に代替されるなど不利益が生じないよう、気をつけましょう。

年5日の年次有給休暇の取得を、企業に義務づけます



使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定。年休は自分の意思で取得しましょう。